

## 調整結果報告第1号

### 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第3回 平成16年3月26日	決定	第4回 平成16年4月23日
<b>【調整方針】</b> <p>3 町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 <u>個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。</u></li><li>2 個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</li><li>3 法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li><li>4 鉦産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</li><li>5 特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li><li>6 入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。</li><li>7 申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li></ol>			

## (別紙)

協議項目	10 地方税の取扱い			
決定されている調整方針	個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。			
項目	幕別町	更別村	忠類村	調整結果
個人町民税の納期（普通徴収）	第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで	第1期 6月11日 ～同月30日まで 第2期 8月11日 ～同月31日まで 第3期 10月11日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月20日まで	第1期 6月1日 ～同月30日まで 第2期 8月1日 ～同月31日まで	第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで
固定資産税の納期	第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで	第1期 7月11日 ～同月30日まで 第2期 9月11日 ～同月30日まで 第3期 11月11日 ～同月30日まで 第4期 翌年1月11日 ～同月31日まで	第1期 9月1日 ～同月30日まで 第2期 11月1日 ～同月30日まで	第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで
軽自動車税の納期	6月16日 ～同月30日まで	5月11日 ～同月31日まで	5月1日 ～同月31日まで	6月16日 ～同月30日まで